

女川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

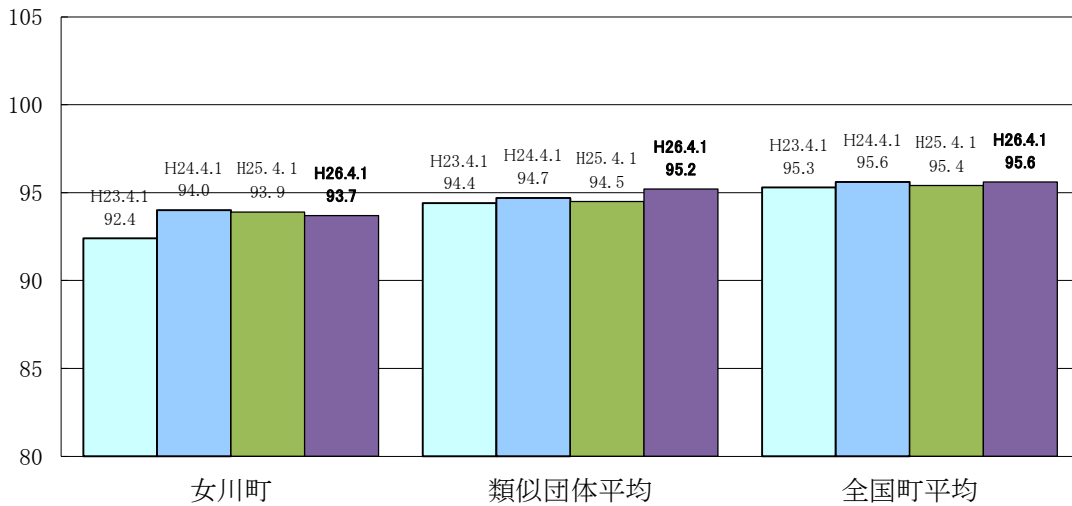
区分	住民基本台帳人口 平成26年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
平成25年度	人 7,512	千円 46,193,030	千円 587,098	千円 1,180,169	% 2.55%	% 1.47

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	人 148	千円 486,246	千円 108,181	千円 165,107	千円 759,534	千円 5,132	千円 5,474

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業規模が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、

③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

3年前と比較した場合は1ポイント以上の上昇をしているが、昨年、一昨年と比較した場合は下降傾向にある。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 国家公務員の月例給が民間賃金水準の低い12県と比較した場合の格差(平成24年～平成26年の平均値)を踏まえ、給料表の水準を平均2%程度引下げを実施。
 ・ 1級(全号俸)及び2級の低位号俸は、引下げなし。
 ・ 3級以上の高位号俸は、50歳代後半層における官民格差を考慮して最大4%程度引下げ。
 ・ 50歳代後半層の昇給期間の確保等の観点から、5級・6級に号俸を増設。

② 地域手当の見直し

給料表の水準の引き下げに伴い、民間賃金の高い地域に対する地域手当の支給割合を改正。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
 (平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
女川町	41.5 歳	296,400 円	339,800 円	322,800 円
宮城県	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	311,417 円	355,415 円	335,656 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
女川町	50.8 歳	13 人	265,200 円	294,900 円	28,300 円	—	— 人	— 円	—
うち運転技術員	51.8 歳	2 人	279,500 円	— 円	— 円	運転技術員	49.3 人	280,800 円	—
うち清掃職員	56.3 歳	1 人	303,100 円	— 円	— 円	清掃職員	44.7 人	288,100 円	—
うち調理員	59.7 歳	2 人	281,100 円	— 円	— 円	調理員	45.8 人	232,400 円	—
うち用務員	45.9 歳	2 人	265,000 円	— 円	— 円	用務員	54.3 人	199,300 円	—
うちその他	48.3 歳	6 人	249,000 円	— 円	— 円	その他	— 人	— 円	—
宮城県	51.2 歳	282 人	331,881 円	387,064 円	364,062 円	—	— 人	— 円	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	— 人	— 円	—
類似団体	48.3 歳	6 人	268,651 円	291,577 円	280,425 円	—	— 人	— 円	—

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分	学歴	女川町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	— 円
	中学卒	121,600 円	125,400 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

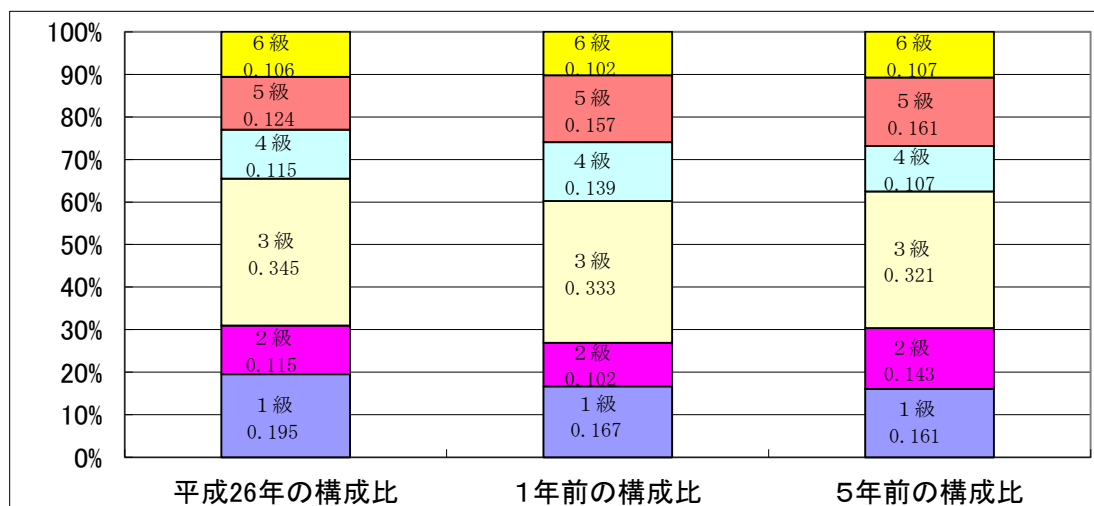
区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	286,600 円	322,800 円	360,400 円	405,400 円
	高校卒	240,600 円	325,700 円	348,200 円	354,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	277,200 円	264,500 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	237,200 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	12人	10.6%	320,600円	422,600円
5級	課長、参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	14人	12.4%	289,200円	400,600円
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	13人	11.5%	261,900円	388,300円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	39人	34.5%	222,900円	346,800円
2級	専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	13人	11.5%	185,800円	297,500円
1級	主事、書記、技師、保育士、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、主任介護支援専門員、支援相談員又は社会教育主事（以下この表において「主事等」という。）の職務	22人	19.5%	135,600円	243,700円

- (注) 1 女川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1	勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員を対象に実施。
2	昇給への勤務成績の反映状況 能力と業績の両要素の総合評価を実施し、その結果により昇給区分を決定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

女川町	宮城県	国
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,219 千円	1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,634 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

・地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として勤務実績の評定を実施。
・勤務実績・能力程度を総合的に評価し、成績率を決定。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

女川町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.0250 月分 勤続25年 30.82 月分 36.570 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.0250 月分 勤続25年 30.82 月分 36.570 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
(退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 6,158 千円 24,482 千円	(退職時特別昇給 なし)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（平成25年度決算）	207 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	207 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
5級地（仙台市）	6 %	1 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	36 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	36 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	0.65 %			
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症が発生又は発生する恐れがある場合における業務	—	1日につき1,000円
旅行死亡人取扱手当	右記業務に従事した職員	旅行死亡取扱業務	—	1日につき3,000円
火葬業務手当	右記業務に従事した職員	火葬業務	—	1回につき1,500円
医療業務手当	医師のうち院長	医療業務	—	1月につき600,000円
	医師のうち副院長	医療業務	—	1月につき500,000円
	医師のうち所長又は治療部長	医療業務	—	1月につき400,000円
	医師のうち科長	医療業務	—	1月につき350,000円
	医師のうち医長	医療業務	—	1月につき300,000円
医師	医療業務	—	1月につき250,000円	

研究手当	医師	医学研究業務	—	1月につき200,000円
往診手当	右記業務に従事した医師	往診業務	—	1回につき往診料の50/100
	右記業務に従事した職員	往診業務	—	1回につき往診料の10/100

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成25年度決算)	27,241 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	193 千円
支給実績 (平成24年度決算)	26,174 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	196 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ※配偶者がいない場合1人目 11,000円 ※満16歳から満22歳までの子の加算 5,000円	同	—	15,667 千円	230,400 円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額12,000円を超えて23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃から23,000円を控除した額の1/2 (その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは16,000円) に11,000円を加算した額	同	—	6,458 千円	280,800 円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 2 自動車等使用者 ア 普通自動車 片道使用距離により 2,000円～24,500円 イ 普通自動車以外 片道使用距離により 2,000円～55,000円	同	—	9,970 千円	80,400 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについてその職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	8,128 千円	625,200 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務に1回につき2,100円を支給する。	同	—	3,229 千円	82,800 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に条例で定める額を支給する。	同	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	826,500 円 (870,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 826,500 円/ 410,000 円	
	副 町 長	620,400 円 (653,000 円)	630,000 円/ 508,000 円	
報 酬	議 長	318,000 円	330,000 円/ 200,000 円	
	副 議 長	257,000 円	284,000 円/ 164,000 円	
	議 員	240,000 円	270,000 円/ 145,100 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(平成25年度支給割合) 3.10 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成25年度支給割合) 3.10 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 870,000×在職月数×0.44	(1期の手当額) 18,374,400 円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	653,000×在職月数×0.26	8,149,440 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

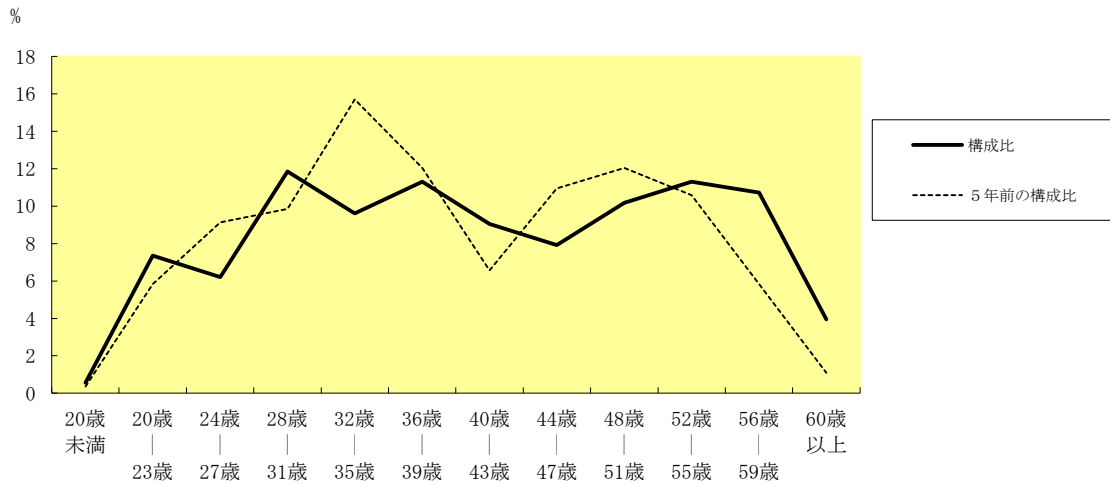
(各年4月1日現在)

分 部 門	区	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成25年度			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	一般行政 (下記を除く)	88	78	10	
		福 祉	50	51	△ 1	
		計	138	129	9	
	教 育 部 門	17	19	△ 2		
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	155	148	7		
公 営 会 企 業 部 等 門	公 営 企 業 等 会 計 部 門	22	24	△ 2		
	小 計	22	24	△ 2		
合 計		177	172	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 235.62 人	
		[210]	[210]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	13人	11人	21人	17人	20人	16人	14人	18人	20人	19人	7人	177人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	119	119	116	126	129	138	19 (△ 0.2%)
教育	25	24	22	19	19	17	△ 8 (△ 32.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 ()
普通会計	144	143	138	145	148	155	11 (△ 0.1%)
公営企業等会計	131	131	127	17	24	22	△ 109 (△ 83.3%)
総合計	275	274	265	162	172	177	△ 98 (△ 35.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 25年度	千円 150,387	千円 △ 43,655	千円 36,000	% 23.9	% 14.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費316,238千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 5	千円 19,397	千円 3,798	千円 6,746	千円 29,941	千円 5,988	千円 6,122

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給与制度の総合的見直し及び昇給への勤務成績の反映については、一般行政職と同様の内容で実施している。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
女川町	38.4 歳	281,660 円	471,550 円

(注) 1 「基本給」とは、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

2 「平均月収」とは、職員1人当たりの平均年収額(期末・勤勉手当を含む。)を12で除して得たものである。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

女川町		一般行政職	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,262 千円		1,218 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~15%		・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

女川町			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)	(退職時特別昇給	なし)
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	6,158 千円	24,482 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 水道事業団体平均の支給率については、データが公表されていないため記載していない。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	2,540 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	508 千円
支給実績(平成24年度決算)	1,343 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	192 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ※配偶者がいない場合1人目 11,000円 ※満16歳から満22歳までの子の加算 5,000円	同	—	911 千円	227,750 円
住居手当	1 借家、借間に居住している 職員 ア 月額12,000円を超えて23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃から23,000円を控除した額の1/2 (その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは16,000円)に11,000円を加算した額	同	—	— 千円	— 円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 2 自動車等使用者 ア 普通自動車 片道使用距離により 2,000円～24,500円 イ 普通自動車以外 片道使用距離により 2,000円～55,000円	同	—	346 千円	69,200 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについてその職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務に1回につき2,100円を支給する。	同	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に条例で定める額を支給する。	同	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円